(別添2)

公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について (第3章第11関係)

公園事業における認可申請等に係る事務のうち、次に掲げる事例においては、それぞれ の項に示す指導方針に従って処理すること。

- 1 公園事業の認可(自然公園法第16条・福島県立自然公園条例第10条関係)
 - ① 自然公園法(以下「法」という。)第16条第第3項又は福島県立自然公園条例(以下「条例」という。)第10条第3項に基づき公園事業に係る認可を受けた者が不存在になっており、別の者によって公園事業施設において事業が行われている場合の事務処理(以下の表1・2で示す指導方針に従って処理すること。なお、表1・2においてAは「法第16条第3項又は条例第10条3項に基づき認可を受けた公園事業者」、Bは「Aの公園施設を譲り受け、又は借り受けている者」を指す。)

表1 BがAに代わって実質上公園事業に即した事業を行っている場合

事例		指導指針
		Aには始末書を添付させた上で公園事業
(1)Aが存在(※1) し、かつ、その所在		の廃止届出を行わせる。Bには、公園事業の
(※2)が明らかな場合		執行の必要性に応じて、公園事業の執行の
		認可又は承継の申請を行わせる。
	ア Aの公園事業の執行に必	法第16条第4項において準用する法第14
	要な他法令の規定により処	条第1項又は条例第14条第1項の規定によ
	分が取り消され、その他そ	りAに対する認可の効力は失われているた
	の効力が失われていること	め、取扱要領第34に基づき失効の報告を行
	(以下「他法令の許可の取	う。その上で、Bには、公園事業の執行の必
(2)Aは存在	消等」という。) が確認でき	要性に応じて公園事業の執行の認可の申請
するが、所在が	る場合	を行わせる。
不明の場合	イ Aの公園事業の執行にお	Aの存在及び所在について調査の上、取
	いて他法令の許可等を要し	扱要領第35に基づき認可の取消しを行う。
	ない場合、又は、Aの執行	その上で、Bには、公園事業の執行の必要性
	に必要な他法令の許可の取	に応じて、公園事業の執行の認可の申請を
	消等が確認できない場合	行わせる。
		条理上、Aに対する認可の効力は失われ
(3) Aが存在しない場合		ているため、取扱要領第34に基づき失効の
		報告を行う。その上でBには、公園事業の執
		行の必要性に応じて、公園事業の執行の認
		可の申請を行わせる。

- ※1「存在」とは、個人にあっては戸籍上死亡していないことをいい、法人にあっては登記簿上 消滅していないことをいう。
- ※2「所在」とは、個人にあっては公園事業者本人、法人にあっては代表者の住所又は居所をい う。

表2 Bが公園施設を公園事業に即した用に供しない場合

A D A A A A A A A A A A A A A A A A A A			
事例		指導指針	
(1) Aが存在し、かつ、その所在が明らかな場合		Aより始末書を徴収し、公園事業の廃止	
		届出をさせる。	
	ア Aの公園事業の執行に必	法第 16 条第4項において準用する法第	
	要な他法令の許可の取消等	14条第1項の規定又は条例第14条第1項	
	が確認できる場合	によりAに対する認可の効力は失われて	
		いるため、取扱要領第 34 に基づき失効の	
		報告を行う。	
(2)Aは存在	イ Aの公園事業の執行にお		
するが、所在が	いて他法令の許可等を要し	Aの存在及び所在について調査の上、取	
不明の場合	ない場合、又は、執行に必要	扱要領第 35 に基づき認可の取消しを行	
	な他法令の許可の取消等が	う。	
	確認できない場合		
		条理上、Aに対する認可の効力は失われ	
(3) Aが存在しない場合		ているため、取扱要領第34に基づき失効	
		の報告を行う。	

② 同一地における複数種の公園事業の執行に係る事務処理

同一地において複数種の公園事業を執行するに当たっては、法第 16 条第 3 項又 は条例第 10 条第 3 項の認可申請は公園事業の種類ごとに行わせるとともに、以下 の事項について留意するものとする。

- (1) 同一地において執行することにより、風致景観の保護及び公園事業施設の有効利用が図られること。
- (2) 執行者が、同一地における他の公園事業の執行者と同一であること又は当該公園事業施設に関して執行に必要な権原を有していること。
- (3) 公園事業の執行内容が、同一地における他の公園事業の適正な執行を妨げるお それのないものであり、他の公園事業の執行者の同意を得られるものであること。
- (4) 供用期間が、同一地における他の公園事業の供用期間と重複しないものであること。

- ③ 公園事業者の変更に係る事務処理
 - (1) 法人である公園事業者が会社法(平成17年法律第86号)第743条等の規定により、株式会社を持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)に変更する又は持分会社を株式会社に変更する等、法人格の同一性を保ったまま組織変更をする場合、法人の名称の変更を伴うため、法第16条第4項において準用する法第10条第9項及び条例第10条第9項の規定に基づき公園事業の内容の軽微な変更(法人の名称変更)に係る届出をさせること。
 - (2) 公園事業者を個人から、同人が代表を務める法人に変更する場合は、公園事業者の人格の変更を伴うため、法第16条第4項において準用する法第12条第1項の規定により、公園事業の譲渡手続を行わせること。
- 2 公園事業の承継(法第16条第4項において準用する法第12条・条例第12条関係)
 - ① 法第16条第4項において準用する法第12条第1項又は条例第12条第1項に基づき、法第16条第3項又は条例第10条第3項の認可を受けた公園事業者(A)が、 国及び地方公共団体以外の者(B)にその公園事業の一部を譲渡する場合の事務処理
 - ・譲渡しようとする公園事業の一部について、(A)から法第16条第4項において準用する法第10条第6項又は条例第10条第6項の規定に基づき変更の認可の申請をさせる。
 - ・(A) による申請が認可された後、(B) から法第16条第3項又は条例第10条3項に 基づき譲受しようとする公園事業についての執行の認可を申請させる。
 - ② 法第16条第4項において準用する法第12条第2項又は条例第12条第2項に基づき、公園事業者である法人(A)が合併又は分割により設立等された法人(B)がその公園事業の一部を承継する場合の事務処理
 - ①と同様に処理することとする。